

「書面添付制度型」信用保証料割引の実施について

京都信用保証協会（理事長 山内 修一）は、中小企業者等の適正な会計処理を促進するため、税務申告の際の税理士による書面添付制度（※1）を活用し、税務申告書に「税理士法第33条の2第1項に規定する書面」が添付された中小企業者等に対し、一部の保証制度（※2）を対象に、現行の信用保証料率から**一律0.1%割引**を実施しますので、お知らせします。

今後も、当協会は、中小企業者等の公正な事業活動及び適正な会計処理を促進するとともに、様々な資金ニーズに適した保証制度を提案及び推進してまいります。

<信用保証料割引の概要>

対象者	直近決算に係る「税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面」を提出する中小企業者等									
対象制度	A 提携保証「スーパータイムリー」、「京カサポート」、「ネクスト」 B 京都短期継続保証「京たん」 C 中小企業特定社債保証									
割引内容	現行の信用保証料率から 一律0.1%割引									
信用保証料率 (年率：%)	A 提携保証「スーパータイムリー」、「京カサポート」、「ネクスト」									
	区分	← 経営内容の指標 →							高	
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	【現行】 信用保証料率	—	—	—	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35
	【割引後】 信用保証料率	—	—	—	1.15	0.95	0.80	0.60	0.40	0.25
	* 会計参与設置法人の場合は、さらに0.1%割引可									
	B 京都短期継続保証「京たん」 C 中小企業特定社債保証									
	区分	← 経営内容の指標 →							高	
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	【現行】 信用保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	【割引後】 信用保証料率	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35
	* 会計参与設置法人及び有担保の場合は、さらに0.1%ずつ割引可									
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 「書面添付制度型」保証料割引制度申込書 直近決算に係る「税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面」一式（写） （書面の1枚目に税務署の受付印があるもの、または、電子申告完了報告書（電子申告に手本添付書面の提出が客観的に確認できるもの）の添付が必要） 法人は法人税申告書の別表1、個人は確定申告書の第1表 （右中段または下段の「税理士法第33条の2の提出書面有」欄が有となっているもの） 									
対象期間	令和4年11月28日(月)～令和6年3月29日(金)保証申込(協会受付)分まで									

(※1) 税理士による書面添付制度

税理士法第 33 条の 2 第 1 項に基づき、税理士が税務申告書の作成に際し、「計算し、整理し、又は相談に応じた事項」を明らかにし、申告書の適正性を表明する書面を、申告者が希望する場合に、税理士が作成する。

(※2) 対象保証制度の概要

対象保証制度	制度の概要
A 提携保証 「スーパータイムリー」 「京カサポート」 「ネクスト」	当協会及び提携金融機関の各審査基準を充足することを要件に、中小企業者等の資金需要にスピーディーに応えることを目的とした制度。（「スーパータイムリー」・「ネクスト」は法人、「京カサポート」は個人事業主を対象とし、また、「ネクスト」は金融機関のプロパー貸付の同時実行を条件とする。）
B 京都短期継続保証 「京たん」	中小企業者等の経常運転資金(擬似資本)としての資金需要に対応し、新たな事業展開・業務拡張を図ることを目的とした制度。 短期資金について、平均月商の 2 か月分以内を限度（上限 2,000 万円）として、一定要件を充足する場合に借換による継続利用（最大 4 回）が可能。
C 特定社債保証	中小企業者等の資金調達手段の多様化を目的とした制度。 一定の要件を満たす中小企業者等が資金調達（直接金融）のために発行する社債（私募債）を金融機関が引き受ける際に、当協会が保証を行う。